

妊娠・出産・育児期に利用できる制度

元気よくキャリアを継続するために、少し先を見据えて計画してみてください

1. 産休に入るまで

●妊娠中の通勤緩和（正規職員：特別休暇）

妊娠中の女子職員が請求した場合、通勤を利用する交通機関の混雑などで母体や胎児の健康維持に影響があると認められるときに利用できます。正規の勤務時間の始めまたは終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間利用可能です

●つわり休暇（正規職員：特別休暇）

妊娠中の女子職員がつわりのため、勤務することが著しく困難であると認められる場合に、10日を超えない範囲で取得できます

●妊娠・産後の保健指導等（全職員：特別休暇）

妊娠中の女子職員が母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇を受けるまでの間、または出産後の女子職員が出産後1年以内に医師、助産師等の保健指導及び健康診査を受ける場合に利用可能です

2. 産休入りから出産まで

●産前産後休暇（全職員：特別休暇）

出産予定日以前8週間（限定業務職員等は6週間）（多胎妊娠の場合は14週間）の日から産後8週間を経過するまでの期間取得できます

●妊娠・産後の保健指導等（全職員：特別休暇）

妊娠中の女子職員が母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇を受けるまでの間、または出産後の女子職員が出産後1年以内に医師、助産師等の保健指導及び健康診査を受ける場合に利用可能です

●配偶者の出産（全職員：特別休暇）※週3日以上勤務している職員

職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当の場合、出産のための入院などから出産後2週間以内で、3日（限定業務職員等は2日）の範囲内で利用できます

3. 出産から復帰まで

●育児休業（全職員：無給）

子が3歳（限定業務職員等は1歳）に達する日の前日まで取得できます

限定業務職員等は、保育所に入所できない場合など一定の条件下で、2歳に達するまで延長できます（雇用契約の要件あり）

●男性職員の育児参加（全職員：特別休暇）※週3日以上勤務している職員の妻が出産し、出産予定日の8週間（限定業務職員等は6週間）（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産後8週を経過する日までの期間で、当該出産に係る子、または小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に5日の範囲内の期間取得できます

●育児休業給付金 育休に入って約2か月後に総務課給与班から連絡をします（雇用保険加入者）

育児休業を取得した場合に一定の要件を満たすと、雇用保険から休業開始時の賃金月額の67%の額（6か月後からは50%）の給付を受けることができます

支給期間は子の1歳の誕生日の前々日までです。ただし、1歳の誕生日の前日後、保育所における子の保育の実施が困難な場合等の特別な理由がある場合、1歳の誕生日の前々日から6か月後まで延長できます。その後さらに同様の理由で、2歳に達する日の前日までの期間も支給対象となります。

※このほかにも、正規職員の場合は組合や互助会からの出産費用や祝金などの支給があります。詳細は学内ページに掲載していますので、ご確認ください

4. 育児と仕事の両立を支援する制度

●育児短時間勤務（正規職員）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に利用できます

いくつかの勤務パターンから選択できます

※詳細は総務課人事班へお問合せください

●育児時間休暇（正規職員：特別休暇、限定業務職員等：無給休暇）

正規職員：子が3歳に達する日の前日まで1日2回各60分又は1日1回120分請求できます

限定業務職員等：子が1歳に達する日の前日まで1日2回各30分請求できます

●育児のための早出遅出勤務（正規職員）

小学校始期に達するまでの子を養育する場合に利用できます。正規の勤務時間内で、いずれかの勤務パターンから選択できます

●育児部分休業（全職員：休業時間は給与減額）

小学校就学の始期（限定業務職員等は3歳）に達するまでの子を養育する場合、勤務時間の始めまたは終わりに1日2時間、30分単位で取得できます（育児時間休暇と併用の場合併せて2時間まで取得可能）※フルタイム勤務の場合

●時間外勤務の制限・時間外勤務の免除・深夜勤務の制限

（勤務時間規程第8条の3、限定業務職員勤務時間規程第4条、同5条、同6条、短時間雇用職員勤務時間規程第4条、同5条、同6条、準職員勤務時間規程第4条、同5条、同6条、臨時職員勤務時間規程第4条、同5条、同6条に該当する方）
小学校始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外勤務が制限、または一切の時間外勤務が免除されます。また、深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）の勤務が制限されます

●子の看護休暇（正規職員：特別休暇、限定業務職員等：無給休暇）

子が15歳に達する日以後最初の3月31日（限定業務職員等は小学校就学始期）まで1暦年に5日の範囲内で取得できます（対象となる子が2人以上の場合は10日）

●子育て部分休暇（正規職員：無給休暇）

小学校1年生の子を養育する職員が、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できます
※限定業務職員等には、限定業務職員・短時間雇用職員・準職員・臨時職員を含みます

和歌山県立医科大学内のお問合せ先

キャリア継続に関するご相談

保育園（クレヨン保育園ふくむ）等に関するご相談

本パンフレットの内容に関するご質問など

ワークライフバランス支援センター

電話：073-441-0876　✉ worklife@wakayama-med.ac.jp

妊娠期～復帰後に利用できる休暇等の

制度に関するご質問など

総務課 人事班 電話：073-441-0711

育児休業給付金に関するご質問

総務課 納入班 電話：073-441-0712

幼稚園・保育園などに関する行政の窓口

和歌山市 保育こども園課

電話：073-435-1064　✉ hoiku@city.wakayama.lg.jp

海南市 くらし部 子育て推進課 保育係

電話：073-483-8582　✉ kosodate@city.kainan.lg.jp

有田市 市民福祉部 福祉課

電話：0737-22-3524　✉ kodomo@city.arida.lg.jp

※その他の地域に関しましては、各ホームページをご確認ください

あんしんGUIDE

育児しながら、キャリアを継続していくために 妊娠・出産・育児期に利用できる制度



元気よくキャリアを
継続するためには、
少しだけ見据えて
みてください

公立大学法人

和歌山県立医科大学

ワークライフバランス支援センター

妊娠判明

母子手帳
を取得産前休暇
前に産前休暇直前
勤務最終日

出産

産休・育休中

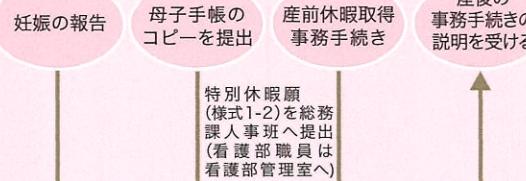
復帰直前～復帰後

利用できる制度

1. 産休に入るまでに利用できる制度

- 妊娠中の通勤緩和
(正規職員: 特別休暇)
- つわり休暇
(正規職員: 特別休暇)
- 妊娠・産後の保健指導等
(全職員: 特別休暇)

分娩予定日
が記載され
ている箇所
をコピーし
てください



報告の際に本人・所属双方が確認すること

- 出産後も働き続ける?
- 育児休業はどのくらい取得する?

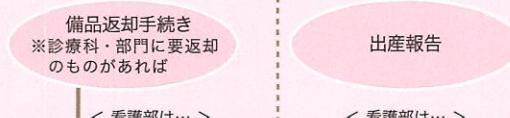
これらのこととは、すぐに決められないこともあるかもしれません、妊娠中に今後のキャリアプランを大まかにでも決めておくと、復帰後のスタートがスムーズです

復帰後の託児先の検討について
●どこに託児したい?
●何月から入園を希望する?

復帰後の子どもの託児先は少しづつ考えはじめておくと、いざ復帰時期を決めたときにスムーズです
保育園等の応募期間の確認をこの時期に一度しておくこともオススメします
具体的に復帰時期を考えられているのであれば、早めに保育園や託児所の検討や見学をしておくことをオススメします

2. 産休入りから出産までに利用できる制度

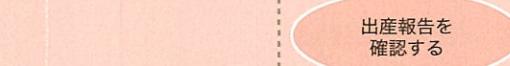
- 産前産後休暇
(全職員: 特別休暇)
- 妊娠・産後の保健指導等
(全職員: 特別休暇)
- 配偶者の出産
(全職員: 特別休暇)※週3日以上勤務している職員



【クレヨン保育園利用希望者】
入園時期の連絡・手続きの問い合わせ



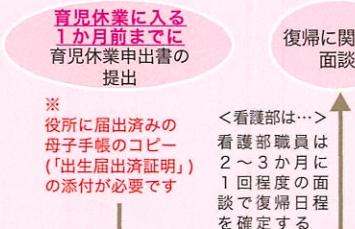
【クレヨン保育園利用希望者】
クレヨン保育園に関する入園手続き、入園までの流れを説明



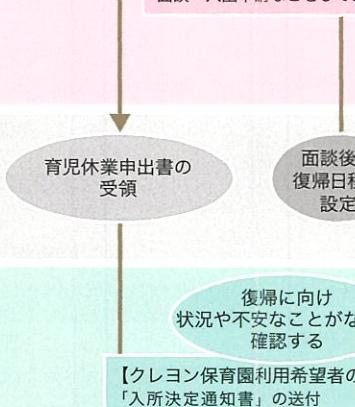
【クレヨン保育園利用希望者のみ】
「入所決定通知書」の送付

3. 出産から復帰までに利用できる制度

- 育児休業
(全職員: 無給)
- 男性職員の育児参加
(全職員: 特別休暇)
※週3日以上勤務している職員
- 育児休業給付金
(雇用保険加入者)
育児休業給付金については、育休に入って約2か月後に総務課給与班から連絡をします



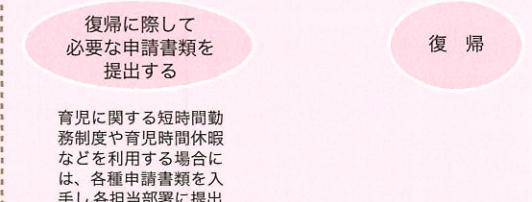
【クレヨン保育園利用希望者】
「和歌山県立医科大学附属病院託児施設入所申込書」を提出、クレヨン保育園にて面談
【その他の託児施設】
復帰時期に合わせて施設見学・面談・入園申請などをしておく



【クレヨン保育園利用希望者のみ】
「入所決定通知書」の送付

4. 育児と仕事の両立を支援する制度

- 育児短時間勤務 (正規職員)
- 育児時間休暇 (正規職員: 特別休暇、限定業務職員等: 無給休暇)
- 育児のための早出遅出勤務 (正規職員)
- 育児部分休業 (全職員: 休業時間は給与減額)
- 時間外勤務の制限・時間外勤務の免除・深夜勤務の制限 (勤務時間規程第8条の3、限定業務職員勤務時間規程第4条、同5条、同6条、短時間雇用職員勤務時間規程第4条、同5条、同6条、準職員勤務時間規程第4条、同5条、同6条、臨時職員勤務時間規程第4条、同5条、同6条に該当する方)
- 子の看護休暇 (正規職員: 特別休暇、限定業務職員等: 無給休暇)
- 子育て部分休暇 (正規職員: 無給休暇)



育児に関する短時間勤務制度や育児時間休暇などを利用する場合には、各種申請書類を入手し各担当部署に提出

【保育園を利用する場合】
復帰前ならし保育



あなたまたはあなたの家族

診療科所属部門

ワークライフバランスセンター

事務